

令和6年度 第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」

事業計画書 / 事業報告書

※提出される際は、必ず部長決裁を受けてください。

報告書は毎年提出してください。評価対象年度(-)の場合は不要

事業実施課	男女共同参画推進室		評価対象年度 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 ※翌年度の男女共同参画審議会で評価を受けます。	
基本目標	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現			
体系表番号	基本施策	1 配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	施策の方向	(1) DV等に関する相談支援の充実
具体的な事業	15 女性支援相談職員の資質向上			
事業の内容	●女性の悩み相談を受ける職員が研修を受講し、専門知識を習得することで対応のレベルアップにつなげ、相談支援の充実を図る。			
前年度からの課題				
具体的な事業計画 (どんな事業を行いますか。) ※数値目標も設定(回数・参加者数・枚数・点数など)		実施事業報告 (事業名・開催日・参加者数・効果等) ※計画に無かったが実施された場合も記載してください。		
<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、民間団体が実施する研修会(リモート研修含む)に積極的に参加し、女性の悩み相談を受ける職員の資質向上を図る。 女性支援相談員 年間5回以上 ・女性支援相談職員が不在でも対応できる体制づくりや相談員の心身負担軽減を念頭に相談支援の充実を図るため、報告書作成はもとより、日々相談内容に対する今後の支援策等を口頭にて情報共有する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・行政・民間等が開催するDV相談研修会に参加し、ロールプレイング等を通して相談員として様々な相談に適切に対応できるようにスキルアップを図った。 <ul style="list-style-type: none"> 【相談員】外部研修(リモート含む)9回 【係長】外部研修(リモート含む)7回 【係員】外部研修(リモート含む)11回 ・室内において、隨時相談記録を作成し相談者の情報共有を行い、複数回の相談者に対して相談窓口担当職員以外でも対応できるように体制を整えた。 		
次年度への課題				
(報告の補足資料) チラシ・実績資料等の名称を記載及び添付してください。		担当課自己評価 ※該当する点数を囲んでください		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度相談に関する研修参加状況 		<p><input type="checkbox"/> 5 計画以上に実行できた</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 4 計画どおりに実行できた</p> <p><input type="checkbox"/> 3 計画どおり実行できたが課題が残った</p> <p><input type="checkbox"/> 2 実行したが計画どおりに出来なかった 達成率50%以上</p> <p><input type="checkbox"/> 1 計画どおりに出来なかった 達成率50%未満</p> <p><input type="checkbox"/> 評価外</p>		

令和6年度 第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」

事業計画書 / 事業報告書

※提出される際は、必ず部長決裁を受けてください。

報告書は毎年提出してください。評価対象年度(-)の場合は不要

事業実施課	男女共同参画推進室		評価対象年度	4	5	6	7	8
※翌年度の男女共同参画審議会で評価を受けます。								
基本目標	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現							
体系表番号	基本施策	1 配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	施策の方向	(2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化				
具体的事業	16 庁内外の関係機関との連携による支援の充実							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●筑後警察署、配偶者暴力相談支援センター及び庁内相談部署で連絡体制を構築し、被害者の保護など、安全に迅速な支援を行う。 ●「DV 対応会議」研修会を実施し、庁内の窓口担当部署及び関係機関が2次的加害者となるよう適切な対応を学ぶ機会を設ける。 ●相談者が事務手続きを必要とする場合の「DV 被害者相談共通シート」を活用し、相談者の負担軽減を図る。 ●民生委員・児童委員の任期期間中(着任1年以内)に一度はDV 防止講座が実施されるよう働きかけを行う。 							
前年度からの課題								
具 体 的 事 業 計 画 (どんな事業を行いますか。) <small>※数値目標も設定(回数・参加者数・枚数・点数など)</small>				実 施 事 業 報 告 (事業名・開催日・参加者数・効果等) <small>※計画に無かつたが実施された場合も記載してください。</small>				
①相談内容に応じて、庁内の関係部署や庁外関係機関と連携を図り、相談者の支援を行う。 ②庁内窓口担当部署及び庁外関係機関を対象に年に1回「DV 対応会議」研修会を開催し、DV 被害者を支援する際に2次的加害者となるよう適切な対応を学ぶ機会を設ける。 ③相談者の負担軽減を図るため、希望があれば庁内での各種窓口への帯同を行う。				①相談者への支援に必要な関係部署や機関と連携し、迅速で適切な対応に努めた。 <small>【相談件数】231件(内DV67件) (内訳)来庁73件、電話146件、その他12件 ※上記相談のうち、庁内、社協、県等関係機関との連携件数:123件</small> ②庁内窓口担当部署及び庁外関係機関を対象に「DV 対応会議」研修会を実施。 <small>1/24 46名参加(職員35名、外部11名)</small> ③他市から転入の住基支援措置申請者については、必要に応じて関係窓口へ同行して支援を行った。				
次年度への課題								
(報告の補足資料) チラシ・実績資料等の名称を記載及び添付してください。 ・「県内、全国の相談窓口」チラシ					担 当 課 自 己 評 価 <small>※該当する点数を囲んでください</small>			
					5	計画以上に実行できた		
					4	計画どおりに実行できた		
					3	計画どおり実行できたが課題が残った		
					2	実行したが計画どおりに出来なかった 達成率50%以上		
					1	計画どおりに出来なかった 達成率50%未満		
					<input type="checkbox"/>	評価外		

令和6年度 第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」

事業計画書 / 事業報告書

※提出される際は、必ず部長決裁を受けてください。

報告書は毎年提出してください。評価対象年度(ー)の場合は不要

事業実施課	男女共同参画推進室		評価対象年度 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 ※翌年度の男女共同参画審議会で評価を受けます。
基本目標	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現		
体系表番号	基本施策 1 配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	施策の方向	(3) DV等に関する周知・啓発の推進
具体的事業	17 DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●DV等の実態、DV防止法について「広報ちくご」やDV防止カード、パネル展示など機会をとらえて継続的な啓発を行っていく。 ●DV相談窓口についての周知を図る。 ●性暴力の防止と被害者への支援について、県の「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の情報提供を行う。 		
前年度からの課題			
具体的事業計画 (どんな事業を行いますか。) <small>※数値目標も設定(回数・参加者数・枚数・点数など)</small>		実施事業報告 (事業名・開催日・参加者数・効果等) <small>※計画に無かったが実施された場合も記載してください。</small>	
①広報ちくご電話相談欄やHPに悩みの問合せ先の掲載を常時行っていく。 ②「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、「広報ちくご」のふらっとページやHPでの啓発や、サンコアロビー等での啓発掲示を行う。「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知も合わせて行う。 ③DV相談窓口や女性の悩み相談電話等周知のため、市内の機関にDV防止カードを設置してもらうよう依頼する。昨年度の設置場所(医療機関・高校・短期大学・店舗等)に加え、新規の設置場所の拡大依頼を行う。		①広報ちくご・HPに女性の悩み電話相談や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の問合せ先を掲載 ②「若年層の性暴力被害予防月間(4月)」啓発掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館ロビー(3/16～4/17) ・九州大谷短大玄関ロビー(5/1～5/30) 「女性に対する暴力をなくす運動」啓発掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館ロビー(11/12～11/25) 「広報ちくご」ふらっとページ啓発記事 <ul style="list-style-type: none"> 4月号 ・若年層の性暴力被害予防月間 ・性とカラダのヘルプ BOOK ふくおか 11月号 ・女性に対する暴力をなくす運動 <ul style="list-style-type: none"> ・DV、面前DVとは ③市内の店舗・医療機関等 69 事業所(内新規 5 事業所)にDV防止カード設置。	
次年度への課題			
(報告の補足資料) チラシ・実績資料等の名称を記載及び添付してください。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」啓発掲示写真		担当課自己評価 <small>※該当する点数を囲んでください</small>	
・「女性に対する暴力をなくす運動期間」啓発掲示写真		5 計画以上に実行できた	
		4 計画どおりに実行できた	
		3 計画どおり実行できたが課題が残った	
		2 実行したが計画どおりにできなかった 達成率50%以上	
		1 計画どおりにできなかった 達成率50%未満	
		□ 評価外	

令和6年度 第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」

事業計画書 / 事業報告書

※提出される際は、必ず部長決裁を受けてください。

報告書は毎年提出してください。評価対象年度(-)の場合は不要

事業実施課	男女共同参画推進室		評価対象年度 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 ※翌年度の男女共同参画審議会で評価を受けます。
基本目標	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現		
体系表番号	基本施策	2 性に関するあらゆる暴力の根絶	施策の方向
具体的事業	18 性暴力及びセクハラの防止に関する啓発		
事業の内容	●性暴力及びセクハラは、重大な人権侵害であることの認識を深め、これらを防止するための市民への情報提供及び啓発を行う。		
前年度からの課題			
具体的事業計画 (どんな事業を行いますか。) ※数値目標も設定(回数・参加者数・枚数・点数など)		実施事業報告 (事業名・開催日・参加者数・効果等) ※計画に無かったが実施された場合も記載してください。	
・「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力を無くす運動」の啓発期間に合わせ、性暴力予防やセクハラ解消に向けた啓発掲示を行う。 また、市民課前ロビーの行政情報コンテンツ(デジタルサイネージ)にて動画啓発を行う。		①若年層の性暴力被害予防月間(4月) 就活セクハラ、同意について、人との境界線について等を掲示 (掲示場所) ・サンコアロビー(3/16～4/17) ・九州大谷短期大学ロビー(5/1～5/31) ・市民課前ロビー(デジタルサイネージ) ②女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25) (掲示場所) ・サンコアロビー ・市民課前ロビー(デジタルサイネージ) ③HP掲載 ・知っていますか。～若年層の女性(女子)への性的な暴力被害(常設)	
次年度への課題			
(報告の補足資料) チラシ・実績資料等の名称を記載及び添付してください。		担当課自己評価 ※該当する点数を囲んでください	
・若年層の「性暴力被害予防月間」啓発掲示写真		5 計画以上に実行できた <input checked="" type="checkbox"/> 4 計画どおりに実行できた 3 計画どおり実行できたが課題が残った 2 実行したが計画どおりに出来なかつた 達成率50%以上 1 計画どおりに出来なかつた 達成率50%未満 <input type="checkbox"/> 評価外	

令和6年度 第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」

事業計画書 / 事業報告書

※提出される際は、必ず部長決裁を受けてください。

報告書は毎年提出してください。評価対象年度(-)の場合は不要

事業実施課	人権・同和教育課		評価対象年度 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input checked="" type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 ※翌年度の男女共同参画審議会で評価を受けます。	
基本目標	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現			
体系表番号	基本施策	3 様々なハラスメントの根絶	施策の方向	(1) 様々なハラスメントを抑止する環境づくり
具体的事業	19 様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発			
事業の内容	●様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることの認識を深め、抑止につなげるための市民への情報提供及び啓発を行う。			
前年度からの課題	人権に関する課題も多岐にわたる中で、市広報、ホームページ、人権セミナー筑後等で年間を通した啓発が必要である。			
具体的事業計画 (どんな事業を行いますか。) ※数値目標も設定(回数・参加者数・枚数・点数など)		実施事業報告 (事業名・開催日・参加者数・効果等) ※計画に無かったが実施された場合も記載してください。		
①人権セミナーや人権同和問題啓発強調月間講演会、筑後市人権を考える市民のつどい等の機会にハラスメントに関する啓発チラシ等の周知依頼があれば連携し取り組む。 ②市広報、ホームページ、ラインなどを活用し様々なハラスメントが人権侵害につながることを理解してもらうため周知する。		男女共同参画推進室と連携し、人権セミナー筑後で家庭のモラルハラスメント抑止につながる「家事シェア」チラシの配布を行った。 令和6年3月に市広報においてハラスメントをテーマにした啓発記事を掲載したこともあり、令和6年度での掲載は行っていないが、12月に人権教育啓発センターで、一部ではあるがハラスメントに関するテーマにふれたパネル展示「ネット社会と反差別」を行った。		
次年度への課題	社会背景を参考に人権に関する課題テーマを検討し、これからも市広報、人権セミナー筑後等を活用し啓発していくことが必要である。			
(報告の補足資料) チラシ・実績資料等の名称を記載及び添付してください。			担当課自己評価 ※該当する点数を囲んでください	
			5 計画以上に実行できた 4 計画どおりに実行できた 3 計画どおり実行できたが課題が残った 2 実行したが計画どおりに出来なかつた 達成率50%以上 1 計画どおりに出来なかつた 達成率50%未満 <input type="checkbox"/> 評価外	